

## 議 事 要 旨 記 録 票

日 時	令和4年7月27日（水曜日）午後5時～午後7時
場 所	507 会議室
会議件名	令和4年度第1回日野市ヤングケアラー支援検討会
主な議題	全体的な方向性・進め方、啓発事業・実態調査、支援事業、ケーススタディ
参 加 者	〔学識経験者〕橋爪幸代、吉村正久、〔日野市社会福祉協議会〕山田課長補佐、〔平和と人権課〕貫井、〔学校課〕河住係長、〔セーフティネットコールセンター〕稲葉係長、〔生活福祉課〕森田、〔障害福祉課〕岡村、〔高齢福祉課〕栗城、〔子育て課〕大沢係長（代理出席）、〔子ども家庭支援センター〕三浦、〔事務局：福祉政策課〕佐藤課長、香川係長、田巻
配布資料	次第、①検討委員会名簿、②全体的な方向性・進め方、③実態調査関係（国の動向、実態調査票）、④ヤングケアラー支援に資する事業一覧、⑤ケーススタディ事例、⑥関係課意見交換記録（個別ケース聞き取り）、⑦-1 ヤングケアラー支援に関する国等の取組一覧、⑦-2 令和4年度所市長信表明、⑦-3・4（一社）ヤングケアラー協会提供資料、令和4年度民生委員夏季研修資料
主な内容	<p>1. 全体的な方向性・今後の進め方（事務局／資料②）</p> <p>（1）実態調査の事前段階でヤングケアラーが市内にどれくらいいるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ヤングケアラーは切れ目がなく、定義が曖昧なため、はっきりとした人数は把握しきれていない。</li> <li>○国の調査によると小中学生の約6%となっているため、日野市の中学2年生だけの人数で換算すると約80名。</li> <li>○自分がヤングケアラーだと自覚していない人や負担に感じていない人への支援をどのように広げていくかについて、実態調査を踏まえて検討していく。</li> </ul> <p>2. 啓発事業・実態把握の検討（事務局／資料③）</p> <p>（1）実態調査前の学校や教職員への周知・啓発はどのように進めていくのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○毎月、教育委員会が実施している校長会で依頼し、各学校の教職員に周知してもらってはどうか。</li> <li>○教職員は東京都の教職員向けリーフレットや専用相談ダイヤルといった情報を得ているため、ある程度ヤングケアラーについて認識しているのではないか。</li> <li>○文科省から送付されるヤングケアラーに関する通知を各学校（管理職）へ周知しているが、他の課題と比べると通知の数が少なく、全ての教職員が十分に認識しているかはわからない。</li> <li>○学校の管理職以外に生活指導主任の先生にも知ってもらうことで協力を得られるのではないか。生活指導主任研修会等でもヤングケアラーの周知や啓発をお願いしてはどうか。</li> </ul> <p>（2）保護者からの制約（子どもに答えさせないようにする等）があった場合、どのように対応するのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者からの制約を受けないようにすることは難しいが、相談窓口の周知等でき</li> </ul>

る限り行政につながるような仕組みを盛り込んでいきたい。

○予定している実態調査は子どもに対する啓発も目的としている。

### (3)実態調査票の内容について

ア. 国が実施した調査票（小学生版）は全体的に使われている言葉が難しい。

○ヤングケアラーとして家族の世話をできるのは4年生くらいからになるため、調査対象は4年生以上の高学年とする。

○高学年でも4年生には少し内容が難しいため6年生だけでもよい。（国と同様）

○小学生向けの調査票の文章量が多く、ヤングケアラーに関する問11にたどり着くまでが長い。質問数を少し減らし、内容を簡単にした方が答えてもらえるのではないか。

○問11「ふつうの大人が行うような家事や家族のお世話」の部分が抽象的で小学生にはわからないのではないか。

○小学生の調査票にもヤングケアラーの定義を載せる。

○質問の表現に具体例や指標を入れた方がよい。（よく欠席する→年に○回欠席する）

○質問の言葉が曖昧で生徒が迷う可能性があるので、調査票素案を小学校の先生に確認してもらい、事前説明を行った方がよい。

イ. 日野市の相談窓口の表記について

○国などの相談窓口だけではなく、市の相談窓口を表記した方が生徒にとっては身近に感じる。

○今後、庁内で相談窓口等を調整する。

ウ. 学校名や学年を記入するかどうかについて

○学校名や学年があることで、個人の特定を恐れて回答率が下がる可能性もある。一方で、学校名がわかると教職員にとっては各学校の状況を把握しやすくなる。

○校長会で相談してはどうか。

○調査について保護者などには知らせる必要があるかもしれないが、広く市民への周知（広報やHPへの掲載など）は行わなくても良いのでは。

### 3. 現在のヤングケアラー支援に資する事業について（事務局／資料④）

○今回の調査結果は、日野市の支援策の現状と足りていない支援事業とのギャップの要因を考える基礎資料となる。

(1) スクールカウンセラーが各学校で面談を行う際に、ヤングケアラー関連の質問を加えることで現状把握や普及啓発につながるのでは。

(2) 配食サービスについて

○社会福祉協議会の配食サービスは高齢者と妊産婦向け（その子どもを含む。）に実施しているため、現時点ではヤングケアラーは対象にならない。子ども向けの配食サービスを展開することでヤングケアラー支援につながるのではないか。

○母親は食事をとっているが、子どもの食事は作らない場合はヤングケアラーの対象となるのか。母親が病気で子どもの分まで食事を作れないケースなどがある。

(3) 生活福祉課でのヤングケアラーに関する事例や実態について

○母親が精神疾患で、子どもが通院同行や家事を行っている事例で、子どもが通信制高校に通っているが留年してしまうことがあった。

	<p>○生活福祉課のケースワーカーだけでは対応できないため、子ども家庭支援センターと情報共有をしながら対応している。</p> <p>4. ケーススタディ（事務局／資料⑤⑥）</p> <p>(1) 子ども家庭支援センターはどのような支援をしているのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ヤングケアラー本人がケアをしているという自覚はなく、母親から学費や生活費の支援もある。18歳以上になると子ども家庭支援センターが支援に入れなため、セーフティネットコールセンターなど他の相談窓口へつなげていく予定。</li> <li>○父親への支援は週1回のヘルパーが入っている。</li> <li>○進路を考える時期のため、子ども家庭支援センターが本人の相談に乗っている。</li> </ul> <p>(2) 市内の支援事業と情報共有について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内の支援事業自体は多いが、そこから漏れているケースをどう支援していくのかが課題。</li> <li>○支援しているケースを市内で共有・連携していくことは重要だが、個人情報の関係で共有が難しくなっている。</li> <li>○今後、個人情報保護法の改正もあるため、ケース記録を市内や関係機関で共有できるようになるのでは。個人情報の扱いは今後も検討していく必要がある。</li> <li>○学校でも個人情報の扱いは難しく、年々学校が家庭へ踏み込みづらくなっているため、把握しきれないこともある。（コロナの影響もあり、表面化しづらい）</li> <li>○家庭訪問は実施しているが、全家庭で実施しているかまでは把握できていない。家庭訪問を拒否されることもある。</li> </ul> <p>(3) ヤングケアラーへの支援の難しさ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護サービスにおける本人に対する支援は多いが、その家族としてヤングケアラーを対象とした支援は少ない。</li> <li>○ヤングケアラーへの支援を検討する必要があるが、支援として家庭内へどこまで踏み込めるのかが難しい。</li> <li>○被介護者の支援サービスは行っているが、本人に拒否されると無理に支援を入れることはできない。</li> <li>○高齢者のみの世帯ではなく、高齢者に同居の家族がいると家事支援など使えるサービスに制限が出ることもある。</li> <li>○要介護認定や障害者手帳などの指標がない家族をケアしているヤングケアラーも多い。</li> </ul> <p>→生活保護受給者の中でもこのようなケースは多いが、親が市の介入を拒否し、子どもの支援に入れなことがある。</p> <p>→子ども家庭支援センターにも情報共有するが、あまり介入できず支援が進まないケースも存在している。</p>
作成者	福祉政策課